

令和 8 年度知財活用人材育成事業に関する
業務委託意思確認及び提案を求める公告

令和 8 年 4 月 20 日

次のとおり、提案書等の提出を招請します。

岡山県知事 伊原木 隆太

1 趣旨

令和 8 年度に発注予定である知財活用人材育成事業については、一般社団法人岡山県発明協会を相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記 4 の要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を招請するものである。

公募の結果、4 の資格要件を満たすと認められる者がいない場合は、一般社団法人岡山県発明協会と随意契約手続に移行する。なお、4 の資格要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般社団法人岡山県発明協会と当該応募者の提出する事業計画書及び支出計画書等について審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 令和 8 年度知財活用人材育成事業業務
- (2) 業務内容 別紙 1「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務の目的

高度な技術を創造し、ビジネスの創出や拡大を行う基盤として知的財産戦略は不可欠であるが、知的財産を有効活用している中小企業は少ないという現状がある。

このため、中小企業が積極的に知的財産を活用して製品価値を高めるとともに、大企業・大学との共同研究・開発の機会拡大を図ることができるよう、知財戦略、侵害対策、知財契約等のビジネスの実務に耐える専門研修を実施する。

4 業務委託に参加できる者の資格

業務委託に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県内に事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 15 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立がなされている

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 県内中小企業の知的財産活用の状況を把握していること。
- (6) 中小企業を対象とした知的財産に関するセミナー等の人材育成業務を、令和 2 年度以降に完了した実績を有していること。
- (7) 当該業務の企画立案並びに実施に必要な能力及び体制を有していること。
- (8) 当該業務に係る経理事務等の的確な処理体制を有していること。
- (9) 業務担当責任者が、知的財産に関する知識、経験を有していること。
- (10) 岡山県税を滞納していない者であること。

5 発注業務等

発注業務の仕様は、別紙 1 の業務委託仕様書のとおりとする。なお業務の実施に当たっては、行政の補助として下記の事項を厳守すること。

- ・公平中立に実施するとともに、関係法令を遵守すること。
- ・業務上知り得た情報に対しては、契約期間内及び業務完了後において、機密を保持すること。

6 契約条項を示す場所及び仕様書等

(1) 担当部所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号 岡山県庁 8 階
岡山県産業労働部産業振興課地域産業班
電 話：086-226-7352
F A X：086-224-2165

(2) 業務委託仕様書及び応募様式等の入手方法

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 7 日（木）まで、担当部所に備え付けるとともに、下記 URL からのダウンロードにより配布する。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/43/>

(配布書類)

- ・業務委託仕様書
- ・提案書（様式第 1 号）
- ・支出計画書（様式第 2 号）
- ・法人に関する調書（様式第 3 号）

(3) 仕様書等に関する質問の受付及び回答

ア 受付期限

令和 8 年 4 月 28 日（火）午後 5 時（必着）

イ 受付方法

質疑書（様式第 4 号）をファクシミリで送信すること。

なお、電話又は口頭による質疑には応じない。

ウ 宛先

上記 6(1) の場所に同じ。様式第 4 号を送信後は、必ず電話で宛先に届いているこ

とを確認すること。

エ 回答方法

令和 8 年 5 月 1 日（金）までに個別に回答する。

ただし、本事業に直接関係のないもの、個人情報等の情報セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの、その他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

(4) 提出応募書類

①提案書（様式第 1 号）

②事業計画書（様式自由）

なお事業計画書の記載に当たっては業務委託仕様書に従い、以下の項目について業務委託仕様書の 2(1)、(2) 及び(3)の事業区分ごとにわかりやすく記載すること。

- ・事業目標（習熟度等の定性目標、参加者数等の定量目標）
- ・事業実施体制（責任者及び担当者氏名、本事業に関係する資格・経歴等）
- ・事業実施内容（研修内容）
- ・事業実施方法（受講者募集、講師選定、会場選定等）
- ・事業評価方法（調査方法等）

③支出計画書（様式第 2 号）

④法人に関する調書（様式第 3 号）

⑤業務内容を示したパンフレット等

⑥4 (5) 及び (6) に該当することの説明書（様式自由）

⑦民間企業にあつては直近 2 期分の決算書、民間企業以外の者にあつては定款及び直近 2 期分の決算書

⑧岡山県税の滞納がないことを証する書類

7 提案書の審査等

(1) 提案書の提出方法

令和 8 年 4 月 20 日（月）から令和 8 年 5 月 7 日（木）までの午前 9 時から午後 5 時までの間に、持参又は郵便（書留郵便に限る。）により 6 (1) に掲げる担当部所へ提出すること。

(2) 審査方法

岡山県産業労働部内に設置する審査会において、提案書等の内容を別に定める審査基準により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果の通知方法

審査後、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約保証金は、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第 8 号）第 153 条、第 154 条及び第 155 条の規定による。

(2) 業務委託契約書の作成を要する。

(3) 契約を締結するに当たっては、暴力団の排除に係る誓約書の提出を要する。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約を拒んだものとみなすので留意すること。

- (4) 応募及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、6(1)に同じである。